

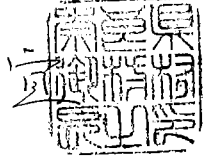
村公告第34号

御杖村公有財産売却公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び御杖村契約規則（昭和40年規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札について公告する。

令和元年 5 月 13 日

御杖村長 伊藤 収



記

第1 入札に付する物件

区分番号 1-1
物件名 日野メルファ
型式 KK-RR1JJEA
初年度登録年月 平成13年3月
予定価格 1,200,000 円
入札保証金 120,000 円

備考 予定価格とは、あらかじめ御杖村が定めた最低売払価格をいう。

第2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 御杖村が定めるガイドライン（以下「村ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、順守することができる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- (4) 第3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みを行った者であること。

第3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和元年5月30日（木）午後1時00分から同年6月14日（金）午後2時00分までにあらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うこと。

(2) 入札参加希望者は、(1)の仮申込み手続を完了した後、令和元年6月14日(金)午後5時15分までに所定の申込書等により御杖村教育委員会事務局に、一般競争入札への参加を申し込むこと。

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

1) 申込先 〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368
御杖村教育委員会事務局

2) 申込書等提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は書留など確実に書類が届く方法により送付してください。

3) 受付時間等

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

第4 問い合わせ先

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368

御杖村教育委員会事務局 電話0745-95-2004 (直通)

第5 下見会について

日時 令和元年6月10日(月)から同年6月14日(金)

午前9時から午後4時

場所 奈良県宇陀郡御杖村菅野大字菅野368

御杖村役場スクールバス車庫

事前申込み 不要

第6 入札の場所及び期間

(1) 場所 ヤフー株式会社の提供する「公有財産売却システム」上

(2) 入札期間

令和元年6月28日(金)午後1時00分から

同年7月5日(金)午後1時00分まで

第7 開札の日次及び場所

開札は、入札を行った場所において、入札の終了後直ちに行う。

第8 入札の方法

ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、

この登録は、1回に限り行うことができる。

第9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、村が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者は、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。(申請により契約保証金に充当する場合を除く。)

第10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

第11 落札者の決定法保

入札期間終了後、御杖村は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低売払価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo!JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

第12 売買契約について

- (1) 契約の締結期限
契約の相手方は、令和元年7月16日（火）午後1時00分までに契約を締結しなければならない。
- (2) 契約書の作成の要否
要します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、村が定めた契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。契約保証金の額は、納付済の入札保証金と同額とする。
- (4) 売買代金の支払い方法
契約の相手方は、契約締結後、村が発行する納入通知書により令和元年7月19日（金）午後1時00分までに売買代金を納付しなければならない。

第13 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売り払い物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売り払い物件の売買代金完納後の引き渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録をしているので、引渡後に落札者において車検及び登録手続きを行い、登録が完了後、速やかに車検証の写しを御杖村に送付すること。
- (4) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (5) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

第14 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局
 - 1) 名 称 御杖村教育委員会事務局
 - 2) 所 在 地 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368
 - 3) 郵便番号 633-1302
 - 4) 電話番号 0745-95-2004